

# 農地の権利移動申請に係る相談 につきましては、円滑な申請のため、 事前予約制となります。

なお、予約及び相談・調整につきましては、電子手続きを基本とします。

## Q: どうして事前予約制となったのですか？

事前の相談や書類の修正に際し、これまで何度も窓口に来ていただいておりますが、手間を省略化し、事務処理の円滑化を図るためです。

## Q: 事前予約～本申請の手続きフローはどうなっていますか？

事前予約

相談・調整

本申請

下記 QR コードよりご予約下さい。  
なお、予約日は月曜日または火曜日とし、前週での予約願います。



相談及び調整は ZOOM 等電子を基本とし、下記のパターンで行います。

パターン1 相談:月曜日 調整:水曜日

パターン2 相談:火曜日 調整:木曜日

作成した申請書を10日までに  
ご提出ください。

問合せ先:越前市農業委員会 住所:越前市府中1丁目13-7

TEL:0778-22-7439 FAX:0778-22-5167

Email:nousei@city.echizen.lg.jp